係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下この条において「特定被相続人」という。）の平成十二年分以後の各年分の対象保険年金に係る所得（所得税法第百六十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「保険年金所得」という。）のうち所得税が課されない部分の金額について所得税を課するとしたならば当該金額につき課されることとなる所得税に相当する給付金（以下この条において「特別還付金」という。）を支給する。ただし、当該対象年金受給者等（特定相続人にあつては、当該特定相続人に係る特定被相続人。以下この項において同じ。）の当該特別還付金の対象となる年分の所得税について次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一　当該対象年金受給者等がその年分の所得税につき確定申告書（第二条第一項第十号に規定する確定申告書をいう。以下この条において同じ。）を提出し、又は国税通則法第二十五条の規定による決定（以下この条において「所得税額の決定」という。）を受けている場合において、当該確定申告書又は所得税額の決定に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき同条第三項に規定する修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下この項及び第五項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）に関し更正をすることができるとき（同法第七十条第五項の規定による場合を除く。）。

二　当該対象年金受給者等のその年分の所得税につき国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する期限後申告書を提出することができる場合

2　特定対象保険年金（その者に係る対象保険年金で特別還付金の対象となる年分の所得税について改正法施行日において前項各号に掲げる場合に該当するもののうち、改正法施行日から一年を経過する日までの間に当該各号に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなるものをいう。）に係る保険金受取人等に該当する者に係る同項の規定の適用については、同項中「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行の日（以下この条において「改正法施行日」という。）」とあるのは、「次に掲げる場合のいずれにも該当しないこととなる日」とする。

3　特別還付金の支給を受けようとする者は、改正法施行日から起算して一年を経過する日までの間（第十一項において「請求期間」という。）に、当該特別還付金に係る対象保険年金に関する事項、当該特別還付金の額、その計算の基礎となる金額その他財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「特別還付金請求書」という。）を、当該特別還付金に係る対象年金受給者の所得税の納税地又は特定相続人に係る特定被相続人のその死亡の日の属する年分の所得税の納税地の所轄税務署長（以下この条において「所轄税務署長」という。）に提出しなければならない。この場合において、当該特別還付金請求書には、当該特別還付金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類及び当該特別還付金の額の計算に関する明細書（第十二項において「添付書類」という。）を添付しなければならない。

4　対象年金受給者等が特別還付金請求書を提出する前に死亡した場合には、その者の相続人（包括受遺者を含む。）は、当該対象年金受給者等に係る特別還付金請求書を提出することができる。この場合において、特別還付金請求書の提出について前項の規定を準用する。

5　特別還付金の額は、次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　平成十五年分以後の各年分　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該対象年金受給者等（特定相続人にあつては、当該特定相続人に係る特定被相続人。以下この号において同じ。）がその年分の所得税につき確定申告書を提出し、又は所得税額の決定を受けている場合　(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額を控除した金額に相当する金額

(1)に掲げる金額又は(2)に掲げる金額が(1)に規定する還付金の額である場合には、(1)に掲げる金額又は(2)に掲げる金額を零から差し引いた額を当該(1)に掲げる金額又は(2)に掲げる金額として計算するものとし、当該相当する金額が零以下である場合には零とする。

(1)　当該確定申告書又は所得税額の決定に係る所得税額等（国税通則法第二条第六号ニに掲げる納付すべき税額又は同号ホに掲げる還付金の額に相当する税額（以下この号において「還付金の額」という。）をいう。以下この号において同じ。）（当該所得税額等につき同法第十九条第三項に規定する修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の所得税額等）

(2)　当該確定申告書又は所得税額の決定に係る年分の対象年金受給者等の所得税法第二十二条第二項に規定する総所得金額（ロにおいて「総所得金額」という。）の計算につき、保険年金所得に係る適用後雑所得金額（当該保険年金所得につき政令で定める規定により計算した同法第三十五条第二項に規定する雑所得の金額（以下この号において「雑所得の金額」という。）をいう。ロにおいて同じ。）を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される当該年分の所得税額等となるべき額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する金額（(1)(ii)に掲げる金額が還付金の額以外のものである場合には零とし、(1)(ii)に掲げる金額が還付金の額である場合には当該還付金の額を限度とする。）

(1)　(i)に掲げる金額から(ii)に掲げる金額を控除した金額に相当する金額（(i)に掲げる金額又は(ii)に掲げる金額が還付金の額である場合には、(i)に掲げる金額又は(ii)に掲げる金額を零から差し引いた額を当該(i)に掲げる金額又は(ii)に掲げる金額として計算する。）

(i)　当該対象年金受給者等のその年分の総所得金額につき、保険年金所得に係る適用前雑所得金額（当該保険年金所得につき所得税が課されない部分の金額について所得税を課するとした場合の雑所得の金額として政令で定める規定により計算した金額をいう。(2)において同じ。）を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される当該年分の所得税額等となるべき額

(ii)　当該対象年金受給者等のその年分の総所得金額の計算につき、保険年金所得に係る適用後雑所得金額を当該保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される当該年分の所得税額等となるべき額

(2)　当該対象年金受給者等のその年分の保険年金所得に係る適用前雑所得金額から当該保険年金所得に係る適用後雑所得金額を控除した金額（次号において「保険年金所得減少額」という。）の百分の十に相当する金額

二　平成十二年から平成十四年までの各年分　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該対象年金受給者等（特定相続人にあつては、当該特定相続人に係る特定被相続人。以下この号において同じ。）に係る対象保険年金の最終の支払の日の属する年分（以下この号において「最終支払年分」という。）が平成十五年分以後のいずれかの年分である場合　当該対象年金受給者等のその年分の対象保険年金に係る保険年金所得減少額にみなし特別還付金割合（当該対象年金受給者等の平成十五年分の保険年金所得に係る保険年金所得減少額のうちに当該保険年金所得に係る次に掲げる金額のいずれか多い金額（以下この号において「みなし特別還付金基準額」という。）の占める割合（当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額に相当する金額

(1)　前号ロ(1)に掲げる金額

(2)　前号ロ(2)に掲げる金額

ロ　当該対象年金受給者等に係る対象保険年金の最終支払年分が平成十二年から平成十四年までのいずれかの年分である場合　当該対象保険年金に係る次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額

(1)　最終支払年分　当該対象年金受給者等に係る当該最終支払年分の保険年金所得を当該対象年金受給者等に係る平成十五年分の保険年金所得とみなして計算した場合におけるみなし特別還付金基準額